

台湾商標法

2003年04月29日改正

2003年05月28日公布

2003年11月28日施行

2010年8月25日改正

第一章 総則

- 第 1 条 商標権及び消費者の利益を保証し、市場の公正な競争を維持し、商工業の健全な発展を促進するため、本法を制定する。
- 第 2 条 自己の商品又は役務を表彰するために、商標権を取得しようとする者は、本法の規定により商標登録を出願しなければならない。
- 第 3 条 外国人の所属する国が、台湾と商標に関する相互保護条約又は協定を締結しておらず、又はその国の法令により台湾国民による商標登録出願を受理しない場合は、該外国人の商標登録の出願を不受理とすることができる。
- 第 4 条 台湾と相互に優先権を承認している国又は WTO 加盟国において、合法的に登録出願した商標につき、その出願人が当該外国における最初の出願日の翌日から 6 か月以内に台湾で当該商標を登録出願する場合、当該外国出願に基づき優先権を主張することができる。
前項の規定に基づき優先権を主張する者は、出願と同時に優先権を主張する旨の声明を提出し、かつ、当該商標の外国での最初の出願日及び当該出願の受理国又は WTO 加盟国を願書に記載しなければならない。
出願人は、出願日から 3 か月以内に、前項の当該外国政府又は WTO 加盟国政府が出願受理を証明した出願書類を提出しなければならない。
前二項の規定に違反した場合、優先権を失う。
優先権を主張する場合、その登録出願日は優先日を基準とする。
- 第 5 条 商標は文字、図形、記号、色彩、音、立体形状又はこれらの結合で構成することができる。
前項の商標は、その商品又は役務の関連消費者にそれが該商品又は役務を表彰する標識であると認識させることができ、且つそれによって他人の商品と区別できるものでなければならない。
- 第 6 条 本法において商標の使用とは、販売の目的で商標を商品、役務又はその関連物件に用いたり、若しくは平面画像、デジタルマルチメディア、電子メディア又はその他媒介物を利用して、関連消費者にそれが商標であると認識させることができるものをいう。

- 第 7 条 本法において主務官庁とは、経済部をいう。
商標業務は、経済部が指定する専門機関が執り行うものとする。
- 第 8 条 商標登録出願及びその関連事務は、商標代理人に委任してこれを行わせることができる。但し、台湾内に住所又は営業所を有していない者は、商標代理人に委任してこれを行わせなければならない。
商標代理人は台湾内に住所を有していなければならない。それが専業である場合は、法律に別段の規定がある場合を除き、商標師に限る。
商標師の資格及び管理は、法律で定める。
- 第 9 条 出願人の為す商標に関する出願及びその他の手続が、法定期間を遅延した場合、又は法定手続に合致せず補正することができない場合、又は補正期限を過ぎても補正しない場合は、却下しなければならない。
出願人が災害又は自己の責任に帰すことのできない事由により法定期間を遅延した場合、その原因が消滅した後 30 日以内に書面で理由を説明し、商標主務官庁に原状回復を申請することができる。但し、法定期間を遅延してすでに 1 年が経過しているものは、前記の原状回復を申請することができない。
原状回復の申請は、それと同時に期間内にしかるべき手続を補完しなければならない。
- 第 10 条 商標に関する出願及びその他の手続は、書類又は物件が主務官庁に送達された日を基準としなければならない。郵送の場合は、郵送地の消印の日付を基準とする。
郵送地の消印の日付が明瞭でないものは、当事者が証拠を挙げる場合を除き、商標主務官庁に送達された日を基準とする。
- 第 11 条 商標登録及びその他商標に関する各申請をするときは、官納料を納付しなければならない。
商標の官納料の金額は、主務官庁が命令を以ってこれを定める。
- 第 12 条 商標主務官庁は、公報を発行し、登録商標及びそれに関する必要事項を掲載しなければならない。
- 第 13 条 商標主務官庁は商標登録簿を備え、商標登録、商標権の変動及び法令に定める一切の事項を掲載しなければならない。且つ、これを外部に公開しなければならない。
前項の商標登録簿は、電子方式でこれを為すことができる。
- 第 14 条 商標に関する出願及びその他手続は、電子方式でこれを為すことができる。その実施日、出願手続及びその他行うべき事項に係る方法は、主務官庁がこれを定める。
- 第 15 条 商標主務官庁は、商標登録の出願、異議、無効審判及び撤回案件に係る審査について、審査官を指定して、これを審査させなければならない。
前項の審査官の資格は、法律で定める。

第 16 条 商標主務官庁は、前条第 1 項の案件に係る審査について、理由を記載した処分書を作成し、出願人に送達しなければならない。
前項の処分書には審査官が署名しなければならない。

第二章 登録出願

第 17 条 商標登録の出願は、出願人が、商標、使用を指定する商品又は役務及びその区分を明記した願書を備えて、商標主務官庁にこれを出願しなければならない。

前項の商標は、視覚で感知することのできる図案でこれを表示しなければならない。

商標登録の出願は、出願人、商標図案及び使用を指定する商品又は役務を明記した願書を以って出願を提出した日を出願日とする。

出願人は、1 つの商標登録出願を以って、2 以上の区分の商品又は役務への使用を指定することができる。

商品又は役務の分類は、本法施行細則でこれを定める。

類似する商品又は役務の認定は、前項の商品又は役務の区分の制限を受けない。

第 18 条 2 人以上の者が同日に同一又は類似の商標を以って、同一又は類似の商品又は役務についてそれぞれ個別に登録を出願した結果、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があり、また時間の前後を判断することができない場合、各出願人の協議によりこれを定める。協議が成立しない場合は、抽選によりこれを定める。

第 19 条 説明的な又は識別性のない文字、図形、記号、色彩又は立体形状を含む商標が、該部分を削除することにより、その商標の完全性を喪失する場合、該部分の専用権を放棄する旨の出願人の声明により、該商標の登録を受けることができる。

第 20 条 商標登録の出願事項の変更は、商標主務官庁にその許可を申請しなければならない。

商標及びその使用を指定する商品又は役務は、出願後、変更することができない。但し、使用を指定する商品又は役務の縮減は、この限りでない。

第 1 項の変更は、1 商標ごとにそれぞれ個別に申請しなければならない。但し、同一人が 2 以上の出願案を有し、その変更事項が同一である場合には、1 つの変更申請で同時にこの変更を申請することができる。

第 21 条 出願人は使用を指定した商品又は役務について、商標主務官庁に対し、2 以上の登録出願への分割を請求し、原登録出願日を出願日とすることができる。

第 22 条 商標登録出願により生じた権利は、他人に移転することができる。

前項の権利を譲り受ける者は、原出願人の名義変更の許可を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第三章 審査及び許可

第 23 条 次の各号のいずれかの事情に該当する商標は、登録することができない。

1. 第 5 条の規定に合致しないもの。
2. 商品又は役務の形状、品質、用途又はその他の説明を表示するもの。
3. 指定する商品又は役務の慣用標章又は名称であるもの。
4. 商品又は包装の立体形状が、その機能を確保するために必要であるもの。
5. 台湾の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の徽章、印章、勲章又は外国の国旗と同一又は類似のもの。
6. 国父（孫文）又は国家元首の肖像又は氏名と同一のもの。
7. 台湾の政府機関、又は展覧的な性質を有する集会の標章又はこれらが授与する表彰状等と同一又は類似のもの。
8. 国際的な組織又は台湾内外の著名な組織の名称、記章、徽章、標章と同一又は類似のもの。
9. 正マーク（日本の G マークに相当）又はこれと同じ性質を有する台湾内外の査証マークと同一又は類似のもの。
10. 公序良俗を害するもの。
11. 公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認、誤信させるおそれがあるもの。
12. 他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの、あるいは著名な商標又は標章の識別性又は信用を損なうおそれがあるもの。但し、出願人が商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願する場合は、この限りでない。
13. 同一又は類似の商品又は役務についての他人の登録商標あるいはそれらについて他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの。但し、該登録商標又は先に登録出願された商標の所有者の同意を得て登録出願する場合は、これら両者の商標及び指定商品又は指定役務が同一である場合を除き、この限りでない。
14. 同一又は類似の商品又は役務について他人が先に使用している商標と同一又は類似のものであって、出願人が当該他人との間に契

約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、該他人の商標の存在を知っている場合。但し、該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。

15. 他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネームを有するもの。但し、該他人の同意を得て登録出願したものはこの限りでない。
16. 著名な法人、商号又はその他の団体の名称を有し、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれのあるもの。
17. 商標が他人の著作権、特許権又はその他の権利を侵害し、判決によりそれが確定したもの。但し、該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
18. 台湾又は台湾と商標の保護を相互に承認する国家又は地区に係る酒類の産地表示と同一又は類似のもので、酒類商品への使用を指定するもの。

前項第 12 号、第 14 号から第 16 号及び第 18 号に規定する場合は、出願時を基準とする。

第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定は、政府機関又は関連機関が出願人であるとき、これを適用しない。

第 1 項第 2 号に規定する状況を有する又は第 5 条第 2 項に規定する状況に合致しないものであって、出願人により使用され、且つ取引上すでに該出願人の商品又は役務を識別する標識となっている場合は、これを適用しない。

第 24 条

商標登録出願について審査の結果、前条第 1 項又は第 59 条第 4 項に規定する状況を有し登録することができないと認めた場合は、拒絶査定をしなければならない。

前項の拒絶査定の前に、拒絶査定理由を出願人に書面で通知し、且つそれが送達された翌日から 30 日以内に意見を陳述するよう指定しなければならない。

第 25 条

商標登録出願について審査した結果、前条第 1 項の規定する状況がない場合には許可査定をしなければならない。

許可査定を受けた商標につき、出願人は査定書送達の翌日から 2 ヶ月以内に登録料を納付しなければならない。登録料納付後、はじめて登録公告され、且つ商標登録証が交付される。期間が満了しても登録料を納付しない場合、登録公告せず、原許可査定は、その効力を失う。

第 26 条

前条第 2 項の登録料は 2 期に分けて納付することができる。登録料を 2 期に分けて納付する場合、第 2 期目の登録料は、登録公告日から起算して満 3 年になる前の 3 ヶ月以内に納付しなければならない。

第 2 期目の登録料を前項の期間内に納付しなかった場合、期間が満了してから 6 ヶ月以内に規定の登録料の倍額を納付することができる。

前項の規定により納付しなかった場合、商標権は該倍額の登録料の納付期限の翌日から消滅する。

第四章 商標権

第 27 条 商標は登録公告の日から登録者が商標権を取得し、商標権の存続期間は 10 年とする。

商標の存続期間は更新登録することができ、一回ごとの更新期間は 10 年とする。

第 28 条 商標権の存続期間の更新登録を申請する場合、期間満了 6 ヶ月前から期間終了後 6 ヶ月以内の間に申請しなければならない。期間終了後 6 ヶ月以内に申請する場合は、倍額の登録料を納付しなければならない。前項の延長許可を受けた期間は、商標権の存続期間が満了した翌日から起算する。

第 29 条 商標権者は登録された指定商品又は指定役務において、その登録商標を専用する権利を取得する。

本法第 30 条に別段の規定がある場合を除き、次に掲げる状況については、商標権者の同意を得なければならない。

1. 同一の商品又は役務において、その登録商標と同一の商標を使用する場合。
2. 類似の商品又は役務において、その登録商標と同一の商標を使用することにより、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。
3. 同一又は類似の商品又は役務において、その登録商標と類似の商標を使用することにより、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。

第 30 条 次に掲げる状況は、他人の商標権の効力による拘束を受けない。

1. 善意且つ合理的に使用方法で、自己の氏名、名称又はその商品又は役務の名称、形状、品質、用途、産地又はその他商品又は役務自体に関する説明を表示し、商標として使用しない場合。
2. 商品又は包装の立体形状が、その機能を確保するために必要である場合。
3. 他人の商標の登録出願日前に、善意で同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務に使用する場合。但し、それは原使用の商品又は役務に限る。その場合、商標権者は、該商標を使用する者に対して、適当な区別表示の付記を要求することができる。

登録商標を付した商品が、商標権者又はその同意を得た者により市場で取引され流通する場合、あるいは関連機関が法により競売又は処置する場合、商標権者は該商品について商標権を主張することができる。

ない。但し、商品の変質、毀損を防止するため、又はその他正当な事由がある場合はこの限りでない。

第 31 条 商標権者は、登録商標の使用を指定した商品又は役務について、商標主務官庁に対し、商標権の分割を申請することができる。
前項の商標権の分割申請は、商標の異議又は無効審判案件が確定する前でも、これを為すことができる。

第 32 条 商標の登録事項の変更は、商標主務官庁に登録しなければならない。
未登記の場合は、第三者に対抗することができない。
商標及びその使用を指定する商品又は役務は、登録後、変更することができない。但し、指定商品又は役務の縮減は、この限りでない。
第 20 条第 3 項及び前条第 2 項の規定は、商標登録事項の変更は、これを準用する。

第 33 条 商標権者は、その登録商標の使用を指定した商品又は役務の全部又は一部について、その商標の使用を他人に許諾することができる。
前項の使用許諾は、商標主務官庁に登録しなければならない。未登記の場合は、第三者に対抗することができない。使用許諾を受けた者が商標権者の同意を得て他人に使用権を再許諾する場合も、同様とする。
使用許諾の登記後、商標権を移転する場合、その使用許諾契約は譲受人に対しても継続して効力を有する。
使用許諾を受けた者は、その商品、包装、容器上に又は営業上の物品、書類に、明らか且つ容易に識別できるよう、商標の使用許諾を受けた旨の標示をしなければならない。標示することが明らかに難しい場合には、営業場所又はその他の関連物品上に、使用許諾を受けた旨の標示をすることができる。

第 34 条 使用許諾を受けた者が前条第 4 項の規定に違反し、商標主務官庁が職権で又は請求により、一定期間内に改善すべき旨の通達をしたにもかかわらず、その期間が満了しても改善しない場合、その商標使用許諾は取り消されなければならない。
商標の使用許諾期間が満了する前に、次の各号のいずれかの事情に該当する場合、当事者又は利害関係人は関連証拠を提出して商標の使用許諾登記の撤回を申請することができる。

1. 商標権者及び使用許諾を受けた者双方が終了に同意する場合。それが再使用許諾された場合も同様とする。
2. 使用許諾契約に、商標権者又は使用許諾を受けた者が任意にその使用許諾関係を終了することができる旨明確に規定されており、当事者が終了を表明する場合。

3. 商標権者が、使用許諾を受けた者が使用許諾契約の約定に違反したことを以って、使用許諾を受けた者に使用許諾契約の解除又は終了を通知し、使用許諾を受けた者に異議がない場合。

第 35 条 商標権の移転は、商標主務官庁に登録しなければならない。未登録の場合は第三者に対抗することができない。

第 36 条 商標権を移転した結果、2 以上の商標権者が類似の商品又は役務に同一の商標を使用し、あるいは同一又は類似の商品又は役務に類似の商標を使用して、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれのある場合、各商標権者は使用時に適当な区別表示を付さなければならない。

第 37 条 商標権者は、質権の設定、及び質権の変更、消滅について、商標主務官庁に登録しなければならない。未登録の場合は第三者に対抗することができない。

商標権者が複数の債権の担保とするために商標権について複数の質権を設定する場合、その順序は登記の後先によりこれを定める。

質権の存続期間において、質権者が商標権者の許諾を得ずに該商標を使用することはできない。

第 38 条 商標権者は商標権を放棄することができる。但し、使用許諾登記又は質権登記のある場合は、使用許諾を受けた者又は質権者の同意を得なければならない。

前項の放棄は、書面で商標主務官庁に対しこれを行わなければならない。

第 39 条 次の各号のいずれかの事情に該当する場合、その商標権は消滅する。

1. 第 28 条の規定により更新登録をしなかった場合。
2. 商標権者が死亡し、且つ相続人がいない場合。

第五章 異議

第 40 条 商標の登録が第 23 条第 1 項又は第 59 条第 4 項の規定する情況に違反する場合、何人も、商標登録公告の日から 3 ヶ月以内に、商標主務官庁に対して異議を申し立てることができる。

前項の異議は、登録商標の使用を指定する一部の商品又は役務についてこれを行うことができる。

異議は 1 登録商標ごとにそれぞれ個別にこれを申請しなければならない。

第 41 条 異議を申し立てる者は、事実及び理由を明記した異議申立書に副本を添えなければならない。異議申立書に添付書類がある場合、副本にもそれを添付しなければならない。

商標主務官庁が異議申立が書式に合わず補正可能と認める場合、期限を定めて補正するよう通知しなければならない。

商標主務官庁は、第 1 項の副本及び添付書類を商標権者に送達し、期限を定めて答弁させなければならない。

第 42 条 異議申立ては、かつて原案を審査したことの無い審査官を指定して、これを審査させなければならない。

第 43 条 異議申立て人又は商標権者は、市場調査報告を証拠として提出することができる。

商標主務官庁は、異議申立て人又は商標権者に、市場調査報告について意見を陳述する機会を与えなければならない。

商標主務官庁は、当事者の陳述した意見及び市場調査報告結果について、総合的にこれを判断しなければならない。

第 44 条 異議申立て手続が進行中に、異議申立てを受けた商標権が移転した場合、異議申立て手続は影響を受けない。

前項の商標権譲受人は異議申立てを受けた者の地位を引き継ぐことを表明し、異議申立て手続を続行することができる。

第 45 条 異議申立て人は異議審決書送達前に、その異議申立てを取り下げることができる。

異議申立て人が異議申立てを取り下げた場合、同一の事実、同一の証拠及び同一の理由を以って、再度、異議申立て又は無効審判を提起することはできない。

第 46 条 異議申立て案件について審決で異議が成立した場合、その登録を取り消さなければならない。

第 47 条 前条の取消の事由が、登録商標がその使用を指定する一部の商品又は役務にある場合、該一部の商品又は役務についてのみその登録を取り消すことができる。

第 48 条 異議確定後の登録商標については、何人も、同一の事実、同一の証拠及び同一の理由に基づいて無効審判を請求することはできない。

第 49 条 異議申立て手続進行中、商標権に関する民事又は刑事訴訟が提出された場合、異議審決の確定前に、その訴訟手続の進行を停止することができる。

第六章 無効審判及び撤回

第一節 無効審判

第 50 条 商標の登録が第 23 条第 1 項又は第 59 条第 4 項の規定する情況に違反して為された場合、利害関係人又は審査官は、商標主務官庁に対し、その登録の無効審判請求を提出することができる。

商標登録前に、他人の著作権、特許権又はその他の権利を侵害し、登録後に法院の判決で侵害が確定した場合、前項の規定を準用する。

- 第 51 条 商標の登録が第 23 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 12 号から第 17 号、又は第 59 条第 4 項の規定する情況に違反してなされた場合、登録公告の日から 5 年を経過したものについては、無効審判を請求又は提起することができない。
前条第 2 項の規定する情況は、その判決が確定した日から 5 年を経過している場合には、出願又は無効審判請求を提出することができない。商標の登録に第 23 条第 1 項第 12 号の情況があり、それが悪意で為されたものである場合、第 1 項の期間の制限を受けない。
- 第 52 条 無効審判に係る商標の登録に関する違法の事由の有無は、その登録公告時の規定による。
- 第 53 条 商標の無効審判案件は、商標主務官庁の長官が無効審判審査委員として 3 名以上の審査官を指定して、これを審査させる。
- 第 54 条 無効審判案件につき審決により無効審判が成立した場合、その登録を取り消さなければならない。但し、審決時に、該情況がすでに存在しない場合、公益及び当事者の利益を参酌した後、不成立の審決を下すことができる。
- 第 55 条 無効審判案件の審決が確定した後は、何人も、同一の事実、同一の証拠及び同一の理由に基づいて無効審判を請求することはできない。
- 第 56 条 第 40 条第 2 項、第 3 項、第 41 条第 1 項、第 2 項、第 42 条から第 45 条、第 47 条及び第 49 条の規定は、商標の無効審判にこれを準用する。

第二節 撤回

- 第 57 条 商標登録後、次の各号のいずれかの情況に該当する場合、商標主務官庁は、職権で又は利害関係人の請求により、その登録を撤回することができる。
1. 勝手に登録商標を変更し又は付記を加え、他人が同一又は類似の商品又は役務において使用している登録商標と同一又は類似させ、関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれのある場合。
 2. 正当な事由なく使用せず又は使用を停止し続けて、すでに 3 年が経過した場合。但し、使用許諾を受けた者が使用する場合は、この限りでない。
 3. 第 36 条の規定により適当な区別表示を付していない場合。但し、商標主務官庁の処分前に区別表示を付し、且つ混同誤認を生じるおそれがない場合は、この限りでない。
 4. 商標がすでにその指定商品又は指定役務に係る慣用標章、名称又は形状となっている場合。
 5. 商標が実際に使用されると、公衆がその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認誤信するおそれがある場合。

6. 商標を使用した結果、他人の著作権、特許権又はその他の権利を侵害し、法院の判決で侵害が確定した場合。

使用許諾を受けた者が前項第1号の行為を為し、商標権者は該行為を明らかに知っていた、又は知っていたはずであるにもかかわらず、反対を表明しなかった場合も同様とする。

第1項第2号に規定する状況があり、撤回申請時に該登録商標がすでに使用されていた場合、他人の撤回申請を知って、該撤回申請前の3ヶ月内に使用を開始した場合を除き、その登録を撤回しない。

撤回の事由が、登録商標の使用を指定する一部の商品又は役務にのみ存在する場合、該一部の商品又は役務についてその登録を取り消すことができる。

第58条 商標権者が、次の各号のいずれかの行為を為した場合、その登録商標を使用したと認めなければならない。

1. 実際に使用した商標とその登録商標が異なっているものの、社会の一般通念によれば決して同一性を失っていない場合。
2. 輸出を目的とする商品又はその関連物件上に、登録商標を標示する場合。

第59条 商標主務官庁は撤回申請の事情を商標権者に通知し、並びに期限を定めて答弁させなければならない。但し、出願人の申請が具体的な証拠を欠き、又はその主張に明らかに理由がない場合には、直接却下することができる。

第57条第1項第2号に規定する状況は、その答弁通知が送達された場合、商標権者はその使用の事実を証明しなければならない。期間が満了しても答弁しなかった場合、その登録を直接撤回することができる。前項の商標権者が証明するその使用の事実は、商業取引の習慣に合致しなければならない。

登録商標に第57条第1項第1号、第6号に規定する事情があり、その登録が撤回された場合、原商標権者は撤回の日から3年間、原登録図案と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務において登録し、又は譲受けし、又は使用許諾を受けることができない。それが商標主務官庁の処分前に、商標権の放棄を声明した場合も、同様である。

第60条 第40条第2項、第3項、第41条第1項、第2項、第42条から第44条の規定は、撤回案の審査にこれを準用する。

第七章 権利侵害の救済

第61条 商標権者は、その商標権を侵害した者に対し、損害賠償及びその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合、侵害の防止を請求することができる。

商標権者の同意を得ずに、第 29 条第 2 項の各号のいずれかの事情を有する場合、商標権の侵害とする。

商標権者が第 1 項の規定により請求するとき、商標権侵害に係る物品、又は侵害行為に利用される原料又は器具について、廃棄又はその他の必要な処置を請求することができる。

第 62 条

商標権者の同意を得ずに、次の各号のいずれかの状況を有する場合、商標権の侵害と見なす。

1. 他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用し、又は該著名商標中の文字を自己の会社名称、商号名称、ドメインネーム、あるいはその他の営業主体又は供給元を表彰する標識とし、著名商標の識別性又は信用を損なう場合。
2. 他人の登録商標であることを明らかに知りながら、該商標中の文字を自己の会社名称、商号名称、ドメインネーム、あるいはその他の営業主体又は供給元を表彰する標識とし、商品又は役務に関連する消費者に混同誤認を生じさせる場合。

第 63 条

商標権者が損害賠償を請求する場合、次の各号のいずれかの方法により、その損害を計算することができる。

1. 民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠、方法を提供することができない場合、商標権者は、その登録商標を使用することによって通常得られる利益から、侵害された後同一商標の使用によって得た利益を控除した差額を、その受けた損害とすることができる。
2. 商標権侵害者がその侵害行為によって得た利益による。商標権侵害者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合は、該商品を販売して得た収入の全部を侵害者の受けた利益とする。
3. 押収した商標権侵害に係る商品の小売り単価の 500 倍から 1500 倍までの金額による。但し、押収した商品が 1500 個を超える場合は、その総額を賠償額とする。

前項の賠償額が明らかに不相当である場合、法院はこれを減額することができる。

商標権者の業務上の信用が侵害によって損われた場合、第 1 項の規定以外にも、相当する金額の賠償を別途請求することができる。

第 64 条

商標権者は、商標権侵害者の費用負担で、商標権侵害の事実に係る判決書の内容の全部又は一部を新聞に掲載することができる。

第 65 条

商標権者は、その商標権を侵害する物品の輸出入に対して、税関でひとまず差し止めるよう申請することができる。

前項の申請は、書面で行い、並びに侵害の事実を釈明し、且つ税関が見積った該輸入貨物税価格又は輸出貨物 FOB 価格に相当する保証金を提供しなければならない。

税関は、差止め申請を受理した場合、即刻、申請人に通知しなければならない。前項の規定に合致すると認めて差止めを実施するとき、書面で申請人及び差止めを受ける者に通知しなければならない。

差止めを受ける者は、第 2 項の保証金の 2 倍の保証金又は相当の担保を提供し、税関に差止めの撤回を請求することができ、並びに輸出入貨物に関連する通関規定により取扱う。

税関は、差止め物の機密資料保護を損なわないという状況下において、申請人又は押収を受ける者の申請により、それに対し差止め物の検視を許可することができる。

差止め物につき、商標権侵害であるとする確定判決を申請人が取得した場合、第 66 条第 4 項規定の状況を除き、差止めを受ける者が差止め物のコンテナ延滞料、倉敷料、積み下ろし費用などの関連費用を負担しなければならない。

第 66 条

次の各号のいずれかの状況に該当する場合、税関は差止めを撤回しなければならない。

1. 申請人が税関から差止め受理を通知された日から 12 日以内に、第 61 条の規定により差止め物である侵害物について訴訟を提起せず、並びに税関に通知しなかった場合。
2. 申請人が差止め物である侵害物について提起した訴訟につき、法院より却下確定の裁定が下された場合。
3. 差止め物につき、商標権を侵害する物ではないとする確定判決が法院より下された場合。
4. 申請人が差止めの撤回を申請した場合。
5. 前条第 4 項の規定に合致する場合。

前項第 1 号に規定する期限につき、税関は必要に応じて 12 日間延長することができる。

税関が第 1 項の規定により差止めを撤回する場合、輸出入貨物に関連する通関規定により行わなければならない。

差止めが第 1 項第 1 号から第 4 号の事由により撤回された場合、申請人が差止め物のコンテナ延滞料、倉敷料、積み下ろし費用などの関連費用を負担しなければならない。

第 67 条

差止め物につき商標権を侵害する物ではないとする確定判決が法院より下された場合、申請人は、差止めを受けた者が差止め又は第 65 条第 4 項規定の保証金の提供により受けた損害を賠償しなければならない。

申請人は第 65 条第 4 項規定の保証金につき、差止めを受けた者は第 65 条第 2 項規定の保証金につき、質権者と同一の権利を有する。但し、前条第 4 項及び第 65 条第 6 項が規定するコンテナ延滞料、倉敷料、積み下ろし費用などの関連費用は、申請人又は差止めを受けた者の損害補償に優先する。

次の各号のいずれかの情況に該当する場合、税関は申請人の申請により、第 65 条第 2 項規定の保証金を返還しなければならない。

1. 申請人が勝訴の確定判決を受け、又は差止めを受けた者と和解し、すでに保証金を提供し続ける必要がない場合。
2. 前条第 1 項第 1 号から第 4 号が規定する事由により差止めが撤回され、差止めを受けた者が損害を受けた後、又は差止めを受けた者が勝訴の確定判決を受けた後、申請人が、すでに 20 日以上の期間を定めて、差止めを受けた者に権利を行使するよう催告したにもかかわらず、行使しなかった場合。
3. 差止めを受けた者が返還に同意した場合。

次の各号のいずれかの情況に該当する場合、税関は差止めを受けた者の申請により、第 65 条第 4 項規定の保証金を返還しなければならない。

1. 前条第 1 項第 1 号から第 4 号が規定する事由により差止めが撤回され、又は差止めを受けた者が申請人と和解し、すでに保証金を提供し続ける必要がない場合。
2. 申請人が勝訴の確定判決を受けた後、差止めを受けた者が、すでに 20 日以上の期間を定めて、申請人に権利を行使するよう催告したにもかかわらず、行使しなかった場合。
3. 申請人が返還に同意した場合。

第 68 条 前三条が規定する、差止め請求、差止めの撤回、差止め物の検視、保証金又は担保の納付、提供、返還の手続、備えるべき書類及びその他の遂行すべき事項に係る規則は、主務官庁が財政部と合同でこれを定める。

第 69 条 第 33 条の規定により使用許諾を受けて商標を使用する者が、その使用权を侵害された場合、本章の規定を準用する。

第 70 条 外国法人又は団体は認可・許可を受けた者に限らず、本法に規定されている事項について、告訴、自訴又は民事訴訟を提起することができる

第 71 条 法院は、商標に係る訴訟事件について、専門法廷を設置して又は専門の担当者を指定して、審理を行わせることができる。

第八章 証明標章、団体標章及び団体商標

- 第 72 条 標章を以って他人の商品又は役務の特性、品質、精密度、産地又はその他の事項に証明を与える者が、その標章を専用しようとする場合、証明標章の登録出願をしなければならない。
証明標章の出願人は、他人の商品又は役務を証明する能力を有する法人、団体又は政府機関に限る。
前項の出願人が、それが証明しようとする商品又は役務に係る業務に従事している場合、登録出願することはできない。
- 第 73 条 証明標章の使用とは、証明標章権者が他人の商品又は役務の特性、品質、精密度、産地又はその他の事項を証明する意味で、それが商品又は役務に関連する物品又は書類上に該証明標章を表示することに同意することを指す。
- 第 74 条 法人資格を有する組合、協会又はその他の団体が、その組織又は会員籍を表彰するために、標章を専用しようとする場合は、団体標章の登録出願をしなければならない。
前項の団体標章登録の出願は、関連事項を明記した出願書を以って、並びに団体標章の使用規範を添付して、商標主務官庁に対しこれを出願しなければならない。
- 第 75 条 団体標章の使用とは、団体又はその会員身分を表彰するために、団体又はその会員が関連する物品又は書類上に標章を標示することを指す。
- 第 76 条 法人資格を有する組合、協会又はその他の団体が、該団体の構成員が提供する商品又は役務を表彰しようとし、並びにそれによって他人の提供する商品又は役務と互いに区別することができるように表彰を専用しようとする場合、団体商標として登録出願することができる。
前項の団体商標登録に係る出願は、商品又は役務の区分及び名称を記載した出願書をもって、並びに団体商標の使用規範を添付して、商標主務官庁に対しこれを行うことができる。
- 第 77 条 団体商標の使用とは、団体の構成員が提供する商品又は役務を表彰するために、団体の構成員が団体商標を商品又は役務上に使用し、並びにそれをもって他人の商品又は役務と互いに区別することができる場合を指す。
- 第 78 条 証明標章権、団体標章権又は団体商標権は、移転、他人への使用許諾、質権の設定をすることができない。但し、その移転又は他人への使用許諾が、消費者の利益に損害を与えず、且つ公正な競争に違反するおそれがなく、商標主務官庁の許可を受けた場合は、この限りでない。
- 第 79 条 標章権者又は使用許諾を受けた者が、証明標章、団体標章又は団体商標を不当に使用し、他人又は公衆に損害が生じた場合、商標主務官庁

は、何人を問わずその請求により又は職権でその登録を撤回することができる。

前項にいう不当な使用とは、次の各号のいずれかの状況を指す。

1. 証明標章を商標として使用する、あるいは証明標章権者の商品又は役務に関連する物品又は書類上に標示する。
2. 団体標章又は団体商標の使用が、社会公衆に該団体の性質を誤認させる。
3. 前条の規定に違反して、移転、使用許諾、又は質権の設定をする。
4. 標章の使用規範に違反する。
5. その他の不当な方法による使用。

第 80 条 証明標章、団体標章又は団体商標は、本章に別段の規定がある場合を除き、その性質により本法の商標に関する規定を準用する。

第九章 罰 則

第 81 条 商標権者、又は団体商標権者の同意を得ずに、次の各号のいずれかの行為を為した場合、3年以下の懲役、拘留又は NT\$200,000 以下の罰金に処する又は併処する。

1. 同一の商品又は役務に、同一の商標又は団体商標を使用する。
2. 類似の商品又は役務に、同一の登録商標又は団体商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。
3. 同一又は類似の商品又は役務に、その登録商標又は団体商標と類似する商標を使用して、関連消費者に誤認を生じさせるおそれがある場合。

第 82 条 前条に該当する商品であることを明らかに知りながら、該商品を販売、又は販売を意図して展示、輸出又は輸入した者は、1年以下の懲役、拘留又は NT\$50,000 以下の罰金に処する又は併処する。

第 83 条 前二条の罪を犯して製造、販売、展示、輸出又は輸入した商品、あるいは提供した役務において使用された物品又は書類は、犯人の所有に属するか否かを問わず、これを没収する。

第十章 附 則

第 84 条 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前にすでに登録されていた商標又は標章には、第 26 条の規定を適用しない。

第 85 条 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前にすでに登録されていた役務標章は、本法改正施行日から商標と見なす。
本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前にまだ登録されていなかった役務標章出願案は、本法改正施行日から商標登録出願案と見なす。

- 第 86 条 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前にすでに登録されていた連合商標、連合役務標章、連合団体標章又は連合証明標章は、本法の改正施行日から、独立した登録商標又は標章と見なす。その権利存続期間は、原許可を基準とする。
- 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前にまだ登録されていなかった連合商標、連合役務標章、連合団体標章又は連合証明標章出願案は、本法改正施行日から、独立した商標又は標章登録出願案と見なす。
- 前項の出願人は、許可査定が送達される前に取り下げを請求することができ、並びに費用の返還を請求することができる。
- 第 87 条 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前にすでに登録されていた防護商標、防護役務標章、防護団体標章又は防護証明標章は、その登録時の規定に従う。その専用期間満了前に、独立した登録商標又は標章への変更を申請しなければならない。期間が満了しても変更を申請していない場合、商標権は消滅する。
- 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前にまだ登録されていなかった防護商標、防護役務標章、防護団体標章又は防護証明標章出願案は、本法 2003 年 4 月 29 日改正施行日から、独立した商標又は標章登録出願案と見なす。
- 前項の出願人は、許可査定が送達される前に取り下げを請求することができ、並びに費用の返還を請求することができる。
- 第 88 条 第 86 条第 1 項の規定により独立した登録商標又は標章と見なされた場合、第 57 条第 1 項第 2 号が規定する 3 年間の期間に関しては、本法 2003 年 4 月 29 日改正施行日から起算する。
- 前条第 1 項により独立した登録商標又は標章として変更申請した場合、第 57 条第 1 項第 2 号が規定する 3 年間の期間に関しては、変更日から起算する。
- 第 89 条 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前にすでに許可査定されていた登録出願案が、本法改正施行時にまだ原査定が取り消されていなかった場合、改正後の規定により、直接登録することができる。それが納付すべき第 1 期目の登録料は、すでに納付したものと見なす。
- 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前に許可査定が取り消され、本法施行後に行政訴訟で原処分を取り消しが確定し登録が認められた場合、改正後の規定により直接登録することができる。その納付すべき第 1 期目の登録料は、すでに納付したものと見なす。
- 第 90 条 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前にすでに異議が申し立てられ、まだ異議審定が出されていない案件は、本法改正施行前及び本法改正施行後の規定のいずれにも違法する場合にのみ、その登録を取り消す。その手続は改正後の規定により行う。

- 第 91 条 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前にすでに無効審判が請求又は提起され、まだ審決が下されていない無効審判案件は、本法改正施行前及び本法改正施行後の規定のいずれにも違法する場合にのみ、その登録を取り消す。その手続は改正後の規定により行う。
- 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前に登録されていた商標、証明標章及び団体標章について、本法 2003 年 4 月 29 日改正施行後に無効審判を請求又は提起する場合、その登録時及び本法改正施行後の規定のいずれにも違法する事由に限る。
- 第 92 条 本法 2003 年 4 月 29 日改正施行前にまだ処分されていなかった商標取り消し案件は、本法改正施行後の商標撤回案件の規定を適用し処理する。
- 第 93 条 本法の施行細則は主務官庁が定める。
- 第94条 本法は、公布の日から 6 か月後に施行する。
本法の改正条文の施行日は、行政院が定める。